

「表紙共 20 枚」

令和5年10月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年11月8日(水曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	19 番 河津裕治
10 番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 麻生純一 主査 小野芳也 主任 中村 仁

10月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条許可処分取消願いの件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第8号 11月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件

第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

第3号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

7 その他

(1) 役員会（10月19日開催）報告

(2) 11月現地調査

日 時：11月24日(金) 午前9時～

※ 調査委員のみ

(3) 11月調査委員会

日 時：11月29日(水) 午前9時～

※ 会長・副会長・調査委員

(4) 11月定例総会

日 時：12月8日(金) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

11月13・14日(月・火) 九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会(熊本県熊本市) *川良委員出席

11月21日(火) 常設審議委員会(大分市) *会長

1月9日(火) 農業委員会新年会 ◆市長出席

(6) その他

・「10月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「10月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>それでは、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、農業委員さんは、7番 綾垣和子委員、18番 梶原真悟委員から欠席届が出ております。</p> <p>推進委員は西有田地区の中嶋ひとみ委員から欠席届が提出されましたので、ご報告をいたします。</p> <p>総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前に、お断りをさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が、会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。大変お疲れさまでございます。稲刈りの方がですね、ほとんど終了したということでございます。旧郡部ではですね、昨年よりも少し少ないということでございます。</p> <p>また、11月3日の日に、前の副会長でございました松原忠雄さんが市政功労者に選ばれ、表彰されました。それで4期12年間務めていただきまして、私どもも誇りと思っております。</p> <p>それでは、着座いたしまして議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名は議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議事録署名委員は、8番 湯浅正徳委員、13番 平川修委員の2名の方をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p> <p>はい、議案訂正ですけれども、今回3点ほどございますので、訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件についてです。20頁の338番と、21頁の339番、これにつきましては2頁に跨いで居りますことから、別紙で修正したものをお配りしていますので、そちらをご覧ください。この2点とも貸し手の住所が誤っておりましたので、今回このお配りしているペーパーのとおり修正していますので、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件です。39頁をお開きください。39頁の3番、この面積が、議案書が20㎡となっているものが、74㎡の誤りになります。位置としましては、地籍の面積です。1211のうち20となっているものを74、その下の合計の地籍の面積を74にさせていただきまして、次に表の右側の届出理由の農業施設の面積のところ、20㎡を74㎡に、訂正をお願いします。</p> <p>もうひとつですが、同じく39頁の4番です。高瀬の案件になります。この案件につきましては、議案発送後の11月6日に届出人により取り下げ願が出されたことから、今回、議案としては削除をお願いするものです。</p> <p>以上、3点になります。どうぞよろしく申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、13番 平川修委員、15番 川津清則委員、17番 財津満寿光委員の3名の方でございました。</p> <p>調査委員長は17番の財津満寿光委員をお願いしております。それでは、財津委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>こんにちは、17番 財津です。 10月の24日、私と平川委員、川津清則委員、それから事務局4名と現地を見てまわりました。 審議の方をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは1頁です。議案第1号 農地法第3条許可処分取消願いの件1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それで始めさせていただきます。 議案1頁、農地法第3条の許可処分取消願いの件についてになります。 番号1、大字渡里〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が3,744㎡です。譲渡人は日田市清岸寺町の〇さん、譲受人を日田市山田町の〇さんです。こちらは令和5年8月8日の定例総会にて、3条の許可を受けました内容になります。新清掃センター建設による農地が減少するため、代替用地として許可を受けましたが、譲受人を父親の〇さんとすべきところを、誤って息子名義にて申請をしたため、取消願いが出たものになります。 取消後は、契約当事者の〇さんで、再度3条許可申請を行うところです。 スライドにいけます。こちらが現況写真になります。JAおおいたさんの梨選果場を曲がったところになります。こちらが航空写真になります。こちらが字図です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の報告のあるように、取消しを行うもの、ということでございます。譲受人の名前が違っていたということでございます。 この件に関しまして何かございますか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、賛同の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>賛同の推進委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして2頁、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>議案2頁、議案第2号 農地法第3条についてです。今月は7件申請がありました。</p> <p>番号72、大字有田〇と〇で、地目は〇が台帳・現況ともに畑、〇が台帳 田、現況 畑、面積が 合計で2,768㎡です。譲渡人は日田市中尾町の〇さんで、譲受人が日田市中尾町の〇さんです。管理が困難な状況になったため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。スライドに行きます。こちらは中尾町公民館のところから入って行って、長谷部牧場さんのところに行った赤い丸のところ2ヶ所</p>

になります。こちらの遠景の航空写真になります。こちらが、それに字図を重ねたものになります。こちらが字図になります。こちらは○番地の現況写真になります。こちらが○番地の現況写真になります。

続きまして73番、大字内河野○と○で、地目は、○は台帳・現況ともに畑、○は台帳・現況ともに田、面積が合計2,740㎡です。譲渡人は天瀬町の○さんで、譲受人は日田市内河町の○さんです。後継者がいないので譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。石井町の長者原団地を抜けまして、内河町公民館のところから入っていった、この2か所のところになります。これが遠景の航空写真になります。これが近景の航空写真です。こちらが字図です。こちらが○の現況の写真になります。こちらが○の現況の写真になります。

続いて番号74、前津江町赤石○、地目は台帳 田、現況 畑、面積が2,014㎡です。譲渡人は日田市城内新町の○さんで、譲受人は日田市前津江町の○さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したい、ということでの申請です。赤石老人憩いの家のところを曲がりまして、日向公民館と赤石老松神社のところを抜けて行った赤い丸のところが現地になります。こちらが遠景の航空写真になります。こちらが近景の航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続いて番号75、大字渡里○で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が3,744㎡です。譲渡人は日田市清岸寺町の○さんで、譲受人は、日田市山田町の○さんです。先ほど第1号議案にありました取消願いの3条許可申請になります。譲受人の要望に応じて譲り渡したい、自己所有農地が新清掃センターの建設により減少するため、農地面積が減少するので補填したいとのことでの申請です。スライドに行きます。山田原のJAおおいさんの梨選果場のところをのぼったところになります。こちらが航空写真になります。近景の航空写真になります。こちらは字図です。こちらが、現況の写真です。

続いて番号76、大字小野○、地目は台帳・現況ともに畑、面積は78㎡です。譲渡人は日田市三河町の○さんで、譲受人は日田市三河町の○さんです。耕作管理ができないため譲り渡したい、農地を取得して家庭菜園として利用したい、ということでの申請です。スライドに行きます。藤山三叉路のところの信号を曲がりまして、三河町公民館から上がったところになります。こちらが航空写真になります。こちらは近景の写真になります。こちらが字図です。こちらが現況の写真になります。こちらが先程の写真の奥から撮った現

<p>調査委員長 (財津満寿光)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>況の写真になります。手前側、道の方から撮った写真が、こちらになります。その奥の農業用倉庫が、ここに在りますが、この中身を確認させていただいて、農機具が入っているのを確認させていただきました。農業用倉庫の方も、譲受人の方が受け取る、ということで確認をとっております。</p> <p>続いて番号77、大字高瀬〇番で、地目は台帳が田、現況が畑、面積が533㎡です。譲渡人は日田市高瀬本町の〇さんで、譲受人は日田市三本松1丁目の〇さんです。耕作管理ができないため譲り渡したい、農地を取得して、自家消費野菜を作りたい、ということでの申請です。日田市上野浄水場とNOSA Iおいた日田駐在所のところを曲がったところの赤い印になります。こちらが遠景の航空写真になります。こちらが近景の航空写真になります。こちらが字図です。こちらは現況の写真になります。</p> <p>続いて、番号78、大字日高〇ほか3筆で、地目は4筆ともに台帳が田、現況が畑、面積が合計で821㎡です。譲渡人は福岡市の〇さんで、譲受人は日田市若宮町の〇さんです。相続したが、遠方に住んでいて耕作が出来ないため譲り渡したい、自家消費用の野菜を作りたいので農地を取得したい、ということでの申請です。スライドに行きます。天領大橋と日高町公民館の近くのところの赤い丸のところ2ヶ所が現地になります。航空写真になります。近景の航空写真になります。字図になります。こちらが〇と〇と〇の現況の写真になります。右側が〇の最後に、〇の写真になります。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題はありませんでした。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。</p> <p>別冊の資料No.1の1から2頁は農地法3条についてになっております。全てに該当しないことが条件になります。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しております。</p> <p>私からは以上です。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の報告、また調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言頂きたいと思います。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、横田委員どうぞ。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>14番 横田です。 さっきの76番をもう一回出してもらえますか。これ、農業用倉庫と言われていましたけど、何か、耕運機か何かが入っている証拠写真は有りますか。有るなら見せてください。このままではちょっと農業用倉庫には見えないと思うんですけどね。もし現場で、何か確認しているならお願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>今、手元には写真はございませんが、私と小野で、住民の方に中を開けていただいて、草刈り機とか農業用のものが入っていたのを確認しております。写真の方は出せるものは用意できておりません。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>職員の方で草刈り機とかが有るということを確認したということですね。 はい分かりました。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、職員が確認したそうですので、よろしいでしょうか。 中島委員、どうぞ。</p>
<p>12番 (中島幸一郎)</p>	<p>12番 中島ですが、ちょっと事務局の方にお伺いしたいのですが、ひとつは、反対とか、そういうんじゃないんですけど、基準値がよく分からないんですけど、例えば、72ですね、87歳の方が譲り受けて規模を拡大をしたいと。もちろん、譲渡の関係のとき、年齢とかが、必要ないと言え、あれですけど、農業する場合、87歳という高齢ですね。で、逆に74番の場合、70歳の方が高齢のため譲り渡したい、と。それで84歳の方は規模を拡大したい、と。もちろん、今は高齢ですけど元気ですから、今はいいいいのでしょうけど、例えば、その下の75番の人が、先ほど訂正して、息子からお父さんの方に、変更してるんですね、この方が87歳の息子さんが逆に59歳ですから、そこ辺りのところを年齢的な点について、聞くことはしてないのですか、それが1点。</p> <p>次に76番の関係で、面積が78㎡と言ったら、1aにも満たない、しかし、今、変更になって、いろいろあったので1aからでも、農家として捉えるというところ、78㎡の方が、農地を取得する場合、農家を基準としたところ、例えば、15a以上とか、民間が10年以上、農家収益アップというような小さなことがいっぱいあるんですけど、ここら辺りは、今後、こういうケースがいっぱい出て来ると思うんですけど、そうしたときに、これらを農家・農業者として、これから先に捉えていくのか、ということ、再度確認したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>まず最初に1点目につきまして、高齢の方が申請を出されている、という件になります。 87歳ということですが、ご家族であったり、一緒に農業経営をされる方の確認をさせていただいて、たま</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p> <p>12番 (中島幸一郎)</p>	<p>たま申請をするのはお父様で承認される、というカタチが一番多い案件となっております。</p> <p>私たちも、通常考えれば、息子さんが受け取って、息子さんにすれば、若い方ということで受け取りやすくなるんですけども、申請自体が、今のように出てきている、というカタチになっておりますが、その家族構成だったり、作業を一緒にする方も確認をとらせていただいております。</p> <p>私の方から、二つ目にお話の出た分についてお答えします。</p> <p>農地が小さい、78㎡ぐらいと小さい農地を取得して、農家として、というお話だったんですけども、こちらですね、今回申請理由にも書いてあると思うんですけども、規模が小さくて、家の横にある農地であるということで、家庭菜園としての利用ということを念頭において、今回申請がされております。こちらも、下限面積を今年度から撤廃されたことによりまして、これがもう78㎡と、今回かなり狭いんですけど、これは極端な話、78㎡とか小さいところでも、この方が、きっちり農地を耕作してくださる、ということで申請を出していれば、あとはその他にも要件が、もちろんございますが、それを満たしていれば、農地の取得が可能となっております。</p> <p>農家であるかという、ちょっとご質問だったんですけども、今回の場合は、ここに書いてあるのは家庭菜園となっております、まあ小さいので、ここで、自分で作って、販売して、売ったりとかするのではなく、自家消費、自分で食べる野菜を作る、というような考えになっておりますので、厳密に、農家かどうか、というところまではですね、もうないんですが、農地を取得して、ちゃんと管理できない状況ですけども、今回、譲受人から譲り受けて、きちっと管理をしてくださる、その確認が取れているので、3条の許可を出すということになりますので、すいません、農家であるかという質問に関しては、私が、今ここではっきり答えられないんですけども、この方がきっちりと農地を管理してくださる、ということで申請を出していただいて、許可を出すということになります。</p> <p>農地を取得ということは、以前から下限面積が無くなったで問題無いということでもいいんですけど、これから先、農地プランとか、地域計画に名前が変わりましたが、アンケートとかあったり、そういうとき</p>
--	--

<p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>に、捉え方を農家として捉えていいのか、ということをお願い。例えば、うちの集落において、30軒あるとしたときに、実質的に10軒が農業やってる。しかし、こういう人が1人に出てきた。じゃあ11軒なのか、ということなんです。そういうことで、捉えられるんですか。農業者として捉えていいんですか。そこを聞かせていただきたいんです。</p> <p>家庭菜園的なものをですね、今は、認められるようになってるんですけども、その農家という概念的なところですね、そっちをちょっと、今すぐ、ちょっとお答えできませんので、ちょっと私の方で、ちょっと県の方に確認して、はい、あの、また回答したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>樋口委員、どうぞ。</p> <p>ようは〇さんが、農地を買われますね72番、2反8畝ほど買いますけど、この理由はですね、譲り受けて規模拡大したい。中島委員からありましたが、87歳ですけど、農業従事者を見ると、男2人・女2人ということですので、こここのところ、理由をですね「譲り受けて息子さんと一緒にしたい」とか、そういったことを書いてもらえば、例えば、相続などになったときには、お父さん名でして、一括で納税猶予とかした方が、税法上とか、87歳のお父さんの方がいい場合もあるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、この理由を短くしておりますので、「譲り受けて規模拡大したい」だけではなく、もう少し理由を書いておれば、こういった質問も出ないんじゃないかなと思っております。</p> <p>〇さんの件も、そうですね。</p> <p>そういったことで、今後、もう少し詳しく理由を書きいただければいいんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>譲受人の理由の方を書いていくようにしたいと思います。 事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。すいません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番穴井でございます。 76番、小野のところなんですけども、倉庫が建っているところの、どうかなあという写真がありましたけども、この倉庫は、どなたの倉庫なんですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>この倉庫は、たぶん200㎡以下のところに作られておまして、行政書士に確認しましたら、登記をされていないものであろう、というところになっております。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>私の言っているのは、この倉庫について、どう見ても独立した農業用倉庫に見えないんですね。建物と、もう一緒になってるんじゃないかなと思うんですけど、それとあわせて、この倉庫を作ったのが、〇さん</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>の倉庫なのか、ですね。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>書類の方は、〇さんがそのまま引き継ぐということを確認っております。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>ということは、ここに住宅がありますけども、その住宅自体も〇さんのものということですか、〇さんが購入するということですかね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>この赤い線の中だけですので、ここから左は何も無いような状況で、もう1つの倉庫がくっついてるぐらいですね。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>奥の倉庫として独立施設が、さっきの写真を見たら、どうしてもひっついてるように、ひとつの施設のように見える。そういう場合であれば、基本的に5条申請を出すのが本当じゃないかと思うんですね。〇さんが作ったものであればですよ。名義変更も、手続もしてなかったんで、今回するという、それに合わせて一筆上に農地部分が半分が残っておると、そういう内容にしか見えないんですけど、それはどうなんでしょうか。はっきり分かるような図を書いてもらった方がいいんですけど、ちょっとこれでは。先ほど、農業用倉庫と言いましたけど、機械を持って来れば、すぐ置けるんでですね。本当に農業倉庫なのか、普通の家の倉庫なのか、結局〇さん自体は、農家ではないので、農地を持ってないので、普通、農業用施設を持ってないと思うんです。だから、その辺のところの判断ですかね、うちの方が農業委員会として判断できる資料が欲しいんですね。建物がくっついてるか、くっついてないかで、ひとつの独立した農業用の倉庫としてなら、まだいいと思うんですけど、もうきっちりですね、何か分かりませんが、他の建物とひっついてますの</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>で、それは農業用倉庫という意味合いじゃないんじゃないかと思うんですけど、そこは、もうちょっと、こう明確にしてもらわないと、判断ができないんですね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>事務局、実際にはひっついていたんですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>実際には、全くひっついてないんです。家と倉庫の間に、通路がちゃんとあります。独立したものです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>川津清則委員、現地調査に行かれたてでしょうが、どういう風になっていたんですか。離れてますか。</p>
<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>はい。離れています。 ひとつは写真の撮り方が悪いですね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>そうですね。すいません。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。この写真でいったら、真ん中あたりに洗濯機がありますよね。その向こうじゃないんですか。壁の向こうに農業倉庫があるんじゃないかなと思うんですけど。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>農業倉庫は、ここを開けて、ここからここまで。</p>

<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>だから、それでいった場合は建物を、どう見ても、ほかの部分とくっついているし、倉庫部分とほんの少しだけ、半間か七五間か判りませんが、半間に1間半か2間ぐらいの倉庫があるように見えるんですけど、何ですかね、</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>そもそも赤いその線が悪い。そういう説明の場であれば、ブロックとかありますよね。そこに通路はないじゃないですか。だから、それが一体となってるんで、転用許可が要るんじゃないですか。その倉庫の半間か1間か判らないですけど、そのドアの向こうは、どうなってるんですか。反対からの写真、その写真じゃあ、よく判らない。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>川津委員、今の説明で良かったですか。</p>
<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>写真の撮り位置が、良くないですね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、写真を撮り直して、次回に説明するようにいたしますので、よろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>4番 穴井です。 すいません。この内容に特段意見があるわけじゃないんですけど、事務局にお願いしたいのが、もう少し内容が判る写真を提示していただきたいということです。この写真で見たら、どう見ても、これは5条申請が必要な案件になってくので、その線引きの写真をもう少し、判るモノを提示していただければいいと思います。調査委員さんたちが、現地を見に行行って判断して問題が無い、と判断しているのであれば、私どもはそれに従いますが、ということでございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>解りました。 一応写真の方を、確認して撮っていくことにしたいと思います。</p> <p>他に何かございませんか。 無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第2号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、5件でございます。 事務局は説明の方をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>私から、議案第3号 農地法第4条の申請について、説明いたします。 今月は5件の申請が出ています。 まず番号23です。</p>

申請地は大字山田〇と〇、地目は両筆とも台帳・現況ともに畑となっています。面積は2,521㎡の第1種農地です。申請人は山田町の〇さんです。申請理由は、農地の利便性を高めるためのもので、申請地を造成するための一時転用となります。場所の説明に入ります。場所は、こちら赤い丸で示してるところになります。農地の南側には県道大鶴熊取線が通っております。続いて航空写真です。こちら赤い丸で示してる部分が対象農地となっております。続きまして、航空写真を少し拡大したものになります。こちら赤で囲んだ部分が対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちら手前が〇の農地です。奥側が〇の農地となっております。こちらの一時転用による農地造成なんですけれども、この造成には、新清掃センターの工事に伴い発生する土を利用するとのことです。現在は道路より1mから2m低くなっておりますので、新清掃センター用地から出た土を持込みまして、農地を嵩上げして、最後に、表土を戻しまして、改めて農地として利用するという計画になっております。

続いて番号24です。

申請地は大字山田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は2,918㎡の第1種農地です。申請人は朝日町の〇さんです。申請理由は、申請地を牧場・牛舎としてとして利用するためです。では、場所を説明いたします。こちら赤い丸で示しているところになります。こちら、北側の方には、先ほど申請がありました23番がございます。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものになります。赤で囲んでる範囲が対象農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。こちらの農地は第1種農地となっておりますが、原則、第1種農地というのは転用できませんが、今回、牛舎を建てるということですので、農業用施設になりますので、第1種農地の例外に該当するため、転用が可能となっております。また、こちらは農業振興地域に入っています農地ですが、令和5年7月に協議された日田市農業振興地域整備計画の用途変更を行いまして、採草放牧地から農業用施設用地へと区分変更しておりますので、こちら転用に関しては問題ございません。

続いて番号25にいきます。

申請地は大字小山〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は806㎡、第2種農地です。申請人は石井町1丁目の〇さんです。申請理由は、既に一部植栽しているが許可を得ていなかったため、また追加で植栽するた

めに申請するものです。こちらは、もう既に一部、植栽がされておりますので、始末書を徴取する案件となっております。それでは場所の説明をいたします。こちら赤い丸で囲んだ部分が対象の農地です。近くには小畑公民館や小畑神社などがございます。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を少し拡大したものとなっております。赤で囲んだ部分が対象の農地です。こちらが字図です。続きまして現況の写真なんですけども、農地がちょっと今回大きかったので、撮影方向を①と②として写真を出したいと思います。まずは撮影方向①の写真を出します。こちらが撮影方向①の写真です。既に奥側のこの辺り、紅葉や松などが植栽されている状態です。続いて撮影方向②の写真になります。こちらは柿の木や栗などが植わっている状態でございます。

続きまして、番号26です。

申請地は大字友田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は45㎡で、第3種農地です。申請人は佐賀県の〇さんです。申請理由は駐車場として利用するために申請するものです。それでは場所の説明です。場所はこちら赤い丸で示してるところです。近くに光岡小学校ががございます。こちらが航空写真です。続いて航空写真を少し拡大したものとなります。赤で囲んだ部分が対象の農地です。続いて、こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。

続きまして番号27です。

申請地は大字三和〇と〇、地目は台帳 田、現況は公衆用道路。面積が57.94㎡で、第3種農地です。申請人は、佐賀県の〇さんです。申請理由は、既に道路用地の一部としているものの、許可を得ていなかったため、申請するものです。こちらは、追認の案件となりますので、始末書を徴取するものとなります。それでは場所の説明です。こちら赤の丸で示しているところになります。北側には緑ヶ丘第二幼稚園さんが、南側には日ノ出第一交差点でございます。こちらが航空写真です。こちら少し拡大した航空写真となります。こちらが字図です。次に現地の写真なんですけど、こちら農地の現地の形が、ちょっと特殊でしたので、撮影方向①と撮影方向②で写真2枚準備しております。まずは撮影方向①です。こちらは撮影方向①の写真です。赤で囲んだ部分が対象農地となります。続いてこちらが撮影方向②の写真になります。

それでは、現地に動向を頂きました調査委員長から意見をいただこうと思います。お願いいたします。

<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>25番が植栽による一部追認ということでした。それから最後の27番ですね。これは追認の案件になりますけれども、しょうがなかなかあ〜という感じです。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料のNo.1です。3頁から4頁になります。こちらの番号23なんですが、第1種農地に該当しておりますので①の【立地基準】のところですね、農地法第4条第2項第1号及び第2号のところに該当しておりますが、次の4頁をご覧ください。番号23に、⑮と⑯、一時転用にこちらが該当しますので、第1種農地でも許可が可能となっております。一時転用の場合ですね、こちら⑮と⑯、該当しない旨を確認しておりますので、番号23、第1種農地ですが、許可が出来る状況です。番号24も、先ほど少し説明いたしました、第1種農地に該当しておりますが、建物が牛舎を建てるようになっておりますので、農業施設ですので、1種の例外となっておりますので、許可が可能となっております。残りの25から27につきましては、どこにも該当しておりませんので、許可可能と考えております。 事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の議案説明並びに調査委員長の説明にあるように、25と27の2件が追認ということでございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。 はい、飯田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>3番の飯田です。23番ですね。山田のこれは1種農地ですね。これで見るとここは、もうしばらくは管理出来てないんじゃないかなあと思うんですが、これ、段差があって一枚にするということで、一時転用でいいんですが、今、申請人の〇さんですね。〇さんが一時転用した後、実際に畑として利用するというので</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>すか。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>事務局です。</p> <p>そのとおりです。〇さんの方が、今回、農地を造成ですね。道と同じ高さ、今ですね。字図上に「道」があるんですけども、これは市道になっております。清掃センターの造成に伴いまして、この市道が、こちら、このポインターが動いている方向に、こう道が出来るとはんですけども、その道の高さに合わせてですね、農地を造成しまして、今、道より低いんですので、農業機械などがとても入りにくい状況になっておりますので、そこを是正して、農業をやり易くするための農地造成となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p> <p>ちょっと見たら何年か管理していないようでしたので、そこがちょっと心配ですね。やっぱり。一時転用で農地を作るとはいいんですけど、1種農地であるし、農地を守るといいんですが、造成した後に、また、こういうカタチになっていくのではないかなあと、ちょっと心配でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局の方で許可出すときに、それだけの文言を付けて出してください。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。 わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>はい。 朝日地区の担当の平川です。 24番の件ですけれども、今月の3日に、山田町自治会の定例会に出席してもらいまして、皆さんの意見を出しまして、許可をいたしました。 問題ありません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしいですか。ほかに何かございませんか。よろしいですか。 はい、無ければですね。この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂けましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。全員賛成でございます。 議案第3号は原案どおり、許可相当といたします。</p> <p>続きまして議案第4号、9ページですね、農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>私から議案第4号 農地法第5条について説明いたします。今月は3件の申請が出ております。 まずは番号35、大原庄手〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は149㎡で、第3種農地です。譲渡人は由布市の〇さん、譲受人が中本町の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受けて、駐車場用地として利用したいということです。場所の説明をいたします。場所はこちら赤い丸で示したところになります。申請地の近くにはローソン日田庄手店さんなどがございます。こちらが航空写真です。続いて、航空写真を拡大したものととなります。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。赤で囲んだ部分が対象農地となっております。</p> <p>続いて番号36です。対象農地は、大字日高〇ほか4筆です。地目は〇が台帳・現況ともに畑、他が台帳・現況ともに田となっております。面積は合計で1,543㎡で、第2種農地です。譲渡人が大分市の〇さん。譲受人が小ヶ瀬町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、資材置場用地として利用したいということです。それでは場所の説明をいたします。場所は、こちら赤い丸で示してる部分になります。近くには、譲受人の〇さんの工場がございます。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものととなります。こちら赤で囲んでおります、この範囲の農地は、今回申請が上がっております農地となっております。今回は、この赤で囲んでいる部分と、黄色で囲んでいる部分、これ全体を使いまして、資材置き場用地として利用いたします。この中にはですね、ここちょっと見え難くて申し訳ないんですが、この青い線、こちら里道が一本ございます。こちらは、すでに用途廃止の申請をしておりまして、廃止した後、こちらですね、ちょっと見え難くてすいません。オレンジ色の線を付け替えて、里道がこう入って、こう上に上がって行って、ここをこういう風に出ていくような形で付け替えるようにしております。こちら字図です。続きまして現況の写真で</p>

す。こちらが○の現況写真となっております。続いて、こちらが○・○・○の現況の写真となっております。さらにこちらは○の写真となっております。

続きまして番号37です。申請農地は大山町西大山○です。地目は台帳 田、現況 畑、面積は39㎡で、第2種農地です。譲渡人が大山町の○さん、譲受人も同じく大山町の○さんです。申請地を譲り受けまして、進入路として利用したいとのことです。場所の説明をいたします。こちら赤の丸で示しているところになります。近くには、株式会社リタプラスさんが在ったり、周辺には大山小中学校や大山公民館、大山振興局もごございます。こちらが航空写真です。この中で、赤い丸で示しているものが対象の農地です。続いて航空写真を拡大したものとなります。この赤で囲んだ部分が対象の農地となります。こちらが字図です。続きまして現況の写真です。この赤で囲んでいる部分が対象の農地となります。今回ですね。こちらの現況の写真を見ていただいたら分かると思うんですけども、この部分ですね。既に、砂利とアスファルトでちょっと舗装をしているような状況になっておりました。現地に譲受人の方のご家族が居ましたので、事情ですね、確認いたしましたところ、もともとの、この進入路がとても狭くて、まあ入る時に左折する時や出る時などに、車の後輪を落としてしまって、車自体に傷がついたりとかするということがございまして、ここにブロックを重ねて積んで、砂利など敷いて、高さを、落ちないようにですね、農地に落ちないようにしてあったということでした。また、脱輪しないようにですね、ここに砂利などを敷いて、高さを今回ですね、まあ、この現地調査して、そのあと調査委員会の方で改めてですね、協議させていただきまして、本来であればですね、こちら農地に勝手にこう置いているので、撤去させるというところが、本来の筋という考えだと思っうんですけども、これを撤去することによってですね、車両ですね、車両の方の事故というか、まあ脱輪というか、事故になってしまいますので、今回、これを除くことによって、その危険が状態になってしまいますので、今回の場合はですね、このままの状態でも、止むを得ないという話になりまして、この状態で、総会の方にかけてさせていただいております。

はい、私からは以上となります。

それでは、現地調査にご同行頂きました調査委員長から、ご意見を頂こうと思います。

お願いいたします。

<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>5条は3件ですが、最後の案件ですけど、いろいろ現地で話し合ったりとか、調査委員会でも相当議論を交わしたりしましたけど、先ほどの説明のとおり、現状のまま、一応受け付けようというカタチになりましたので、審議の方、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、チェックシートについてです。資料のNo.1です。5頁から6頁になります。こちらですね、全ての項目に該当しないことが許可の要件となっております。今回全ての項目に該当しておりませんので、許可する分は問題無いと思います。 事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように問題は無いということでございます。 皆さんの中で、何かあればご発言頂きたいと思います。よろしいでしょうか。 (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終わりでございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (財津満寿光)</p>	<p>皆さん、慎重審議ありがとうございました。 失礼します。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは11頁、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。 新規2件、再設定4件、中間管理事業新規37件、中間管理事業再設定4件でございます。 それぞれですね、委員の方々、ご確認をお願いしたいと思います。問題が有れば、挙手をしてご発言願いたいと思います。よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>はい、大谷です。 327番から359番までですが、天瀬の赤岩地区で、中間管理事業が借受けるようになってますけれども、</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>これは相手がいるんですかね、誰かが、もう耕作を確定しているかどうか、確認をお願いしたいんですけど。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>中間管理事業の方ですね、借り手の方が、県知事の認可になってますので、今、議案としては上がってませんが、もうある程度、話は進んでいますので、報告で、今後上げさせていただくと思いますが、認可日の関係から、また、来月か再来月の総会の報告になると思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>実際に、まだ、ほんなら耕作する人は見つかってないんですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>いえ、見つかってます。もう、その借手のところまで含めて、中間管理事業の方で、農業振興課の方ですね。もう相手の方まで、決まっています。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>これ維持管理が出来るんですかね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員、よろしいですか。</p>

<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>これから先の農地の管理でできるんですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。すいません。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>4番 穴井です。 この土地については、赤岩地区で経営体育成型支援事業で圃場整備をやっております。 それで法人を作って、その法人が、農地を80%以上になった場合、圃場整備の負担金が、国から全部キックバックがあるという事業なんですね。それで基盤整備の中で、法人を作ってますので、その法人が全て担うというカタチをしております。この中間管理事業の分ですね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に、よろしいですか。 原田委員、どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田ですけども、今、穴井委員がおっしゃいましたが、公社が借受けるということで、公社の要件に合った中でも、要因かなと思って、まあ、どういった理由かということは、尋ねなかったんですけど、穴井委員の方から回答がありましたけども、これ以外にも、公社、中間管理制度を利用してですね、積極的に公社が借受けるような方法とか、そう今回はとりあえず基盤整備というか、圃場整備の関連ですけども、なかなか借り手が無い中で、一括契約というのは、期間短縮するために、借り手が決まった場合に一括契約で</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>してるんですけども、なかなかですね、まとまった優良農地については、積極的に機構契約、公社が保有すると、保有しても管理が伴うからとか何とか、公社がいろいろ言ってますけども、保有しながら借手を見つけるような方策をですね、農地振興策として、積極的にやってもらいたい、と思っておるところです。</p> <p>もう、どうしても担い手が、すぐに見つからない案件が結構多いから、そういったところで機構の良い制度でありますので、公社が少しは負担も負いながら、保有するようなところを働きかけてもらいたいと思います。</p> <p>はい、他に何かございませんか。</p> <p>はい、無かったらですね、よろしいですか。それでは、計画の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の基本構想の要件を満たしていると考えます。ご意見が無かったら、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、2件でございます。</p> <p>除外1件、用途変更1件でございます。</p> <p>事務局は、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更にかかる農業委員会の意見についてです。</p> <p>農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際には、農業委員会の意見を聴くものとする、と定められております。そのため、日田市長、担当課は農業振興課になりますが、そこから意見を求められてお</p>

ります。

今回は除外が1件、用途変更が1件、合計2件出ております。

まずは、番号1です。

対象農地は大山町東大山〇、地目は台帳 田、面積が554㎡です。申請人は大山町の〇さんです。申請地を一般住宅用地として利用するための申請となっております。場所の説明です。こちら赤い丸で示してるところになります。申請地の横ですね、横にスカイファームロードひたが通っております。近くには地元の花平公民館がございます。続いて航空写真です。この赤で囲んでる部分が、対象農地となっております。こちらが字図です。続いて、こちらが現況の写真となっております。除外の対象の農地です。

はい、続いて番号2です。

対象農地は天瀬町塚田〇、地目は台帳は牧場となっております。面積が11,650㎡です。申請人は天瀬町の〇さんと〇さんです。こちらは既に堆肥舎を建設しており、追認による用途変更となります。また今回、新たに堆肥舎を増築するという申請が出てるので、今回の用途を変更するものです。こちら場所の説明です。場所は、こちら赤い色で示しているところですが、申請地の北側には塚田温泉センターさんや阿蘇神社などがございます。こちらは航空写真です。続いて、拡大した航空写真となっております。赤で囲んでいるこの部分が対象農地です。こちらが字図です。続いて現況写真ですが、今回ちょっとまだ農地の面積が大きかったものからです、三方向から写真を撮っております。今回、この中心の赤の四角で囲んだ位置に、新たな堆肥舎を造るという計画となっております。撮影方向①から③の順番に、写真を出していきたいと思えます。こちらが撮影方向①です。既存の堆肥舎を正面から撮ったの写真と思えます。続きまして、こちらが撮影方向②です。既存の堆肥舎を西側から撮った状況です。続きまして、こちらが撮影方向③です。この赤で囲んでいる四角、このあたりに新たに堆肥舎が建つ予定になっております。奥に見えておりますのが、既に建っております既存の堆肥舎となっております。写真の左側に写っている堆肥に関して、日田市の環境課や農業振興課に確認したところ、これ自体は違法性は無いということでしたので、これは問題無いかと思えます。こちらの案件、各担当の推進委員さんの方に確認をしていただいております。

この案件については、地元の音成委員さんの方からご意見が出ております。

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>この件ですね、実際申請者がお二人いるんですけども、そのうちのお一人の方が「ここに堆肥舎を建てるという話を聞いていない」というようなことを「申請した覚えがない」という話がありましたので、こちら地元の音成委員の方から、詳しく話を伺いたいと思いますので、音成委員、よろしくお願いします。</p> <p>五馬区域担当の音成です。 (申請地が含まれる五馬高原で、昭和50年代から行われた畑地総合開発事業のこと、その後の麓となる塚田地区への環境汚染のことなど、これまでの状況などを合わせて話される)</p> <p>～～ 省略 ～～</p> <p>今、申請が出ていますのは〇さんと〇さんの2名で、昨日、そのうちの一人の〇さんに聞いたら「増築は聞いてない」ということで、この件に対しては「増築は知らない」ということを、昨日、はっきりと本人から聞いたんですね。それで「おかしいね」ということになったんですよ。</p> <p>～～ 省略 ～～</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>撮影方向③の写真を見ていただきたいのですが、私も現地に行きましたけど、写真の左側の堆肥は、火を着けて燃やしています。えらい煙が出ています。堆肥舎の中に入った時、臭いはそんなには強くなかったですけど、この堆肥舎は、天瀬町時代に農振の用途変更しておりませんでした。今、どなたが申請されてきたのか、というのは事務局は持っていますか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p> <p>13番 (平川 修)</p>	<p>申請しておりますのは、〇さんと〇さん2名です。</p> <p>ちょっと、いいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>平川委員、どうぞ。</p>
<p>13 番 (平川 修)</p>	<p>13番 平川ですが、結構な堆肥舎があると思いますが、現況、ここにおける牛の頭数からすれば、かなり大きいなと思います。だから、〇さんが飼っている牛で、これ以上の堆肥処理施設を造る意味が解らない。ただ、この周りを〇さんが管理しているなら、さっき、写真で出てきた堆肥が野積みになってましたよね。ああいうのが出るから、〇さんの堆肥を、もしかして持ってきて、一時ストックして、このあたりで利用するという意図があるのかどうか。</p> <p>堆肥は野積みしても問題はないのですが、処理しきらんで火を着けてるんでしょう。堆肥は、少しずつしか燃えていかないのですが、独特の臭みはします。</p> <p>ここを〇さんと〇さんが申請人というのは、申請人たちの牛の数では、ちょっと理解できないです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>既存の堆肥舎の中に入ってみたら、堆肥が結構いっぱい入っていました。実際でもですね、堆肥舎の中に山積みになっていました。</p> <p>何か、〇さんと訴訟になったという話は知っていますけど、その近くですので、ちょっともう1回調べてから、農業振興課で調べて報告したいと思いますけど、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (高瀬俊和)</p>	<p>推進委員の高瀬ですけども、今、お話聞くと、地域担当の推進委員の音成委員が、申請人である〇さんに確認したところ、「牛舎の増築については知らない」というような発言があったというわけですけども、そうすると、ここに出ている〇さんと〇さんの申請人の一部、虚偽じゃないかという風に取りれるんですけども、そうしたときに、そういうところを確認しないで、こういう討議をするような意味があるのかどうか、ちょっと疑問に思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>事務局からです。</p> <p>こちら、農業振興課の方に、農振の除外と変更の申請が出てきている状況になっております。</p> <p>申請が出たら、変更など除外する場合は、農業委員会の意見を求めるということになっておりますので、それで今回、この2件の申請について、農業振興上、農業に関して問題は無いのか、もし問題があれば、先ほど皆さんからご意見頂いておりますけど、その意見を添えて、農業振興課の方に、こちらの農地に関しての疑義といいますか、申請者の方の片方の方が「増築するとか知らない」とか、そういったちょっといろいろな疑問がある点がございまして、そういったところを農業振興課の方に、投げかけて、こういう意見が出たということをお伝えしたいと思います。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>すいません。事務局の方から、音成委員にコメントの確認をさせていただきたいんですけど、まず、この〇さんという方が申請人になっていきますけど、「申請した覚えがない」ということを言われてる、ということが1点と、次に「ここで増築して堆肥舎を造ることに対して、周辺住民から理解を得られるものではないんじゃないか」という疑問点が1点の大きくこの二つがあるということで、先ほどのコメントを捉えてよろしいでしょうか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>すみません。</p> <p>今、高瀬委員が言われたとおり、この件に関しては、虚偽か、本当か、どうか、という確認を農業振興課にさせるよう、一回返したいと思います。</p> <p>今度、この件の会議があるのですが、それに私も出席しますが、その前に、今日、農業振興課の方にお聞きします。本当に、どういう申請が出てるかを確認してですね。また報告したいと思います。</p> <p>恐らくこのままだったら、農振の会議が今月あるんですけど、それが上がってこれないと思いますので、</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>もう一度確認させていただきたいと思います。よろしいですか。 議案第6号 農業振興整備計画の変更について、2件でございました。除外の1件については、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。承認したいと思います。</p> <p>それでは続きまして、議案第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。2件でございます。</p> <p>事務局は説明お願いいたします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>それでは、議案集36頁、議案第7号現況証明書の発行についてです。 今月は2件申請が上がっております。</p> <p>まず30番、前津江町大野〇で、台帳は田、現況は山林、面積は2,336㎡です。申請人は前津江町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。場所ですが、国道212号を中川原の交差点から南の前津江方面に曲がり、大山ダムや緑鷹大橋を過ぎて県道698号に入ってすぐ西側の山の中、赤で囲んだところになります。航空写真で見ますと、このようになっております。次が拡大した写真です。平成19年頃の写真となります。こちらは字図です。次に映す現況の写真は、緑の矢印の方向で撮っています。こちらは現況の写真です。前の所有者が植林後、このように山林の状態になっています。発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。</p> <p>続いて31番、大字三和〇で、台帳は田、現況は雑種地です。面積は1,044㎡です。申請人は財津町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま、許可証を紛失したため</p>

	<p>申請するもの、です。場所ですが、三和小学校から上ったところ、赤で囲んだところになります。近くには日田市バイオマス資源化センターがあります。航空写真で見ますと、このようになっております。次は拡大した写真です。こちらが字図です。次に映す現況の写真は、緑の矢印の方向で撮っています。こちらが現況の写真です。平成17年5月31日に資材置場用地として、5条許可が出ていますので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され、非農地化した土地に該当するものです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから、ご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>佐藤学委員、よろしくお願ひします。</p>
<p>推進委員 (佐藤 学)</p>	<p>佐藤ですが、写真でご覧になったように、現地に行くのも大変でした。樹齢50年以上経って、立派な木が出来ております。もう非農地しか考えようがありません。よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>諫山委員、お願ひします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>推進委員の諫山です。</p> <p>平成17年の申請どおり資材置場として利用されておりますので、特に問題無いと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案第7号ですね。現況証明書の発行について、何かございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして37頁です。</p> <p>議案第8号 11月調査委員の選任について、でございます。</p> <p>私の方から、指名させていただいてよろしいでしょうか。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、選任いたしたいと思います。</p> <p>3番 飯田隆委員、6番 川良澄子委員、9番 樋口虎喜委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 1月 9日

議 長 会 長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 13 番